

5 大輪庄右衛門家文書 (旧住所 行方郡行方村大字五町田)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
1	元禄 4	1691	辛未		6	25	(常陸国行方郡於下村と行方村、野論裁許絵図)	稻(葉)伊賀、能(勢)出雲、本(多)紀伊、小(笠原)佐渡、松(平)美濃、北(条)安房、戸(田)能登		舗	1	14
2	寛政12	1800	申		10	27	(香銭小遣覚帳他綴)			綴	3	12
2	寛政12	1800	申		10	27	香銭小遣覚帳(御香料の受取先控帳)			横帳	1	12
2	寛政12	1800	申		10	27	とむらい屋さひ覚帳(ほがい・そうめん・線香等受納覚)			横帳	1	12
2	3(近世)		酉		7	12	新盆(新盆経費控帳)			横帳	1	12
3	慶応 3	1867	卯		7		議定書(名主源兵衛罷免の一件につき)	平助印、安蔵印、貞助印、他41名		縦帳	1	9
4	(近世)						南郭先生考訂 李子鱗唐詩選	江戸書肆 嵩山房梓行印		書籍	1	13
5	明治 2	1869	己巳		4		常州行方郡船子村五町田村壱町壱寸図面(今般王改御一新につき、御領主様より仰せ付けられ候)	五町田村兼帶 船子村名主 茂木清左衛門		舗	1	15
6	明治 2	1869	己		5	2	御用留(五町田村の民政関係一般につき)			縦帳	1	4
7	明治 2	1869	己		10		新莊下野守様御巡見御達書表(維新後の領内御巡見記ならびに御改正につき覚書等)	大輪美智哉謹書		縦帳	1	7
8	明治 3	1870	庚午	閏	10		村長心得(村長心得10条と人民教諭書6条)	麻生藩 勧農方		縦帳	1	8
9	明治 4	1871	辛未		8		故地頭新治直教君態御離縁御帰京書表	五町田郷 郷土名主兼 大輪賀広、組頭 大曾根良作、同 大輪喜平、同 阿部治八郎、百姓代 大曾根幸吉、同 阿部瀬平、他惣農五十二戸		縦帳	1	10
10	明治 4	1871	辛未		8		御水帳 草稿(郷会所とりまとめの年貢割付け土地台帳)	名主 大輪古一郎、組頭 大曾根良作、同 阿部治八郎、同 大野喜平		縦帳	1	1
11	明治 5	1872	壬申		4		(大輪古一郎、戸長退役一件関連書類)			纏	19	5
11	1						大輪氏来歴書			仮綴	1	5

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
11 2	明治 5	1872	壬申	4		(行方郡五町田村大輪古一郎を第3大区小2区五町田村戸長に任命の旨辞令写)			縦折紙	1	5 2
11 3	明治 6	1873		3	20	戸長療起 退役願書 第三大区小2区 行方郡 五町田村	右願人 大輪古一郎印, 副戸長 鈴木久作印	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	縦帳	1	5 3
11 4	明治 6	1873		3	20	隠居并家督譲願(私義・戸長大輪古一郎病に付隠居致し、伴・道哉に家督を譲りたき儀につき)	行方郡五町田村 戸長 大輪古一郎印, 親類惣代 大輪喜兵衛印, 惣代 大輪孫六印, 副戸長 鈴木久作印	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	縦帳	1	5 4
11 5	明治 6	1873		3	20	乍恐以書付奉願上候(大輪古一郎病氣退役跡、大輪道哉に五町田村戸長役を仰せ付けられたき旨)	右村 惣戸主調印 農惣代 安部弟藏, 同 大輪孫吉, 副戸長 鈴木久作	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	仮綴	1	5 5
11 6	明治 6	1873		4	10	御窺書 行方郡 五町田村(大輪道哉に辞令を下されたき旨)	五町田村 農惣代 阿部弟藏印, 同 椎名弥平治印	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	縦帳	1	5 6
11 7	明治 6	1873		4	17	辞令書返上 差上申御受書之事(病のため、戸長退役致したきにつき)	戸長退役人 大輪古一郎	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	縦折紙	1	5 7
11 8	明治 6	1873		4	17	辞令書奉戴 拝命御受書	戸長拝命人 大輪道哉印	中山新治県参事殿, 大木新治県権参事殿	縦折紙	1	5 8
11 9	明治 6	1873		4	17	一号 拝命新製印鑑	大輪氏相続戸主 道哉 行年陰曆十八才		縦折紙	1	5 9
11 10	明治 7	1874		1	7	二号 改印御届(遺滅につき改印仕度)	戸長 大輪道哉印	中山新治県権令殿	縦折紙	1	5 10
11 11	明治 7	1874		1	7	戸長退役願書 第三大区小2区 行方郡 五町田村(病につき退役願いたき旨)	右願人 大輪道哉印, 副戸長 大曾根幸吉印	中山新治県権令殿	縦帳	1	5 11
11 12	明治 7	1874		1	22	御受書 第三大区小2区 行方郡五町田村	右大輪道哉代 副戸長 大曾根幸吉印	中山新治県権令殿	縦帳	1	5 12
11 13	明治 7	1874		1	22	御受書 第三大区小2区 行方郡五町田村(今般戸長役仰せ付けらるるにつき)	右 鈴木武平印	中山新治県権令殿	縦帳	1	5 13
11 14	明治 9	1876		7	19	三号 改印届(印形欠損につき改印、爾後二号印章停止の事)	第十二大区二小区 常陸国行方郡五町田村 大輪道哉印, 副戸長 鈴木宗作	茨城県権令 中山信安殿	切紙	1	5 14
11 15	明治 9	1876		11	18	番外表号(明治9年11月18日より印鑑は黒肉を廃し、朱肉を用うべき旨)			切紙	1	5 15
11 16	明治10	1877		1	22	商用社用兼印改鑑(明治10年1月22日より「目録番号11-16」の円印を廃し、本印を用いること)			縦折紙	1	5 16

目録番号	年号	西暦	干支	周	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
11 17	明治11	1878			1	14	明治十一年一月十四日改メ置供後年ノ見本(大輪庄右衛門亡章印形、畠作には印字形のうち筋二を削る)			単票	1	5 17
11 18							(黒印1顆押印あるのみ)			単票	1	5 18
11 19	明治11	1878			1	16	分籍願(大輪家30年も過ぎ、分籍致したき儀)	右 大輪畠作④, 大輪道哉④, 道哉従弟 親戚 大輪辰太郎④, 村長 千ヶ崎忠九 郎④	茨城県権令 野村維章殿	縦帳	1	5 19
12 1	明治 5	1872	壬申		11		高野助雄ヨリ谷田和一郎江相懸り候一件 山二入願書 草稿 戸長蔵	右願人 高野助雄, 組合惣代 栗又際三 郎, 戸長 大輪古一郎	新治御裁判所	縦帳	1	3 1
12 2	明治 5	1872	壬申		11		乍恐以口上書奉添願候(谷田和一郎との中畠1畝をめぐる争論につき、畠返付願)	五町田野願人 高野助雄, 組合惣代 栗 又際三郎, 差添人百姓代 大曾根達吉, 戸長 大輪古一郎	新治御裁判所	縦帳	1	3 2
13	明治10	1877			1		水路運漕所条約書	茨城県管下 第十二大区一小区 常陸國 行方郡手賀郷水路運漕所担当人 開口宗 吾④, 同郷 右身之引請人 大輪周助④, 同 横須賀得兵衛④, 他21名		縦帳	1	11
14	明治16	1883			4		官有地無代拝借願(船入場その他の官有地、明治16年 より同25年まで10ヵ年間拝借致したく)	行方郡五町田村 願人 大輪道哉④, 右 接続地持主 大輪孫六④, 鈴木宗作④, 右保証人区総代 鈴木瀬兵衛④, 他2名	茨城県令 人見寧殿	縦帳	1	6
15	明治				5		高帳(年貢割当帳)			縦帳	1	2

大輪庄右衛門家文書

史料の概要と特色

大輪庄右衛門家文書は1950年代初頭、水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所が全国の漁村史料を調査した際、借用・収集したものである。昭和26（1951）年7月20日、行方郡行方村大字五町田の大輪庄右衛門氏によって水産庁に寄贈され、現在は水産総合研究センターに所蔵されている。当時の記録によると、寄贈文書16点（袋）とあるが、後の整理により、文書14点、絵図写真2点、計16点となった。この状況は寄贈当時に一致するものである。さらに、史料の整理作業が進行した結果、現在は33点になっている。史料の原所蔵地五町田は、霞ヶ浦東岸に位置し江戸期は村名としてあったが、明治22（1889）年、行方村の大字名となり、昭和30（1955）年以後は麻生町の大字名となって現在に至っている。

近世の常陸国行方郡五町田村は、最初は佐竹氏領としてあったが、元禄年中麻生藩領となった。村高は、「元禄郷帳」では約235石とあり、「旧高旧領取調帳」では、約322石と記されている。元禄年間より90石近い増加を認めることができる。この増加の要因を、湖岸低湿地帯の干拓の進行に因るとするのが、一般的な見方である。

五町田は霞ヶ浦四十八津の1つに挙げられるものである。玉造浜を北津頭、古渡浜を南津頭として霞ヶ浦を自主的に管理し、津仲間の結束を強めていた。霞ヶ浦では漁業が盛んに行われたが、水運に恵まれた河岸では船積問屋が活躍した。地理的には霞ヶ浦と北浦に挟まれた地域で、沖積低地では洪水の被害を受けることもあった。総体的には霞ヶ浦・北浦に依拠した半農半漁の家が多くかった。

大輪家については系図などが残されていないので不明な点が多く更なる検討を要するが、江戸期、名主の家であったことは推測できる。所蔵史料中に大輪家を知る上で役立つ綴（目録番号11-1～11-16）が残されている。これらの記録によると、名主大輪古一郎は維新後、戸長に任命されている。子息大輪道哉を大輪家の跡継とするべく、戸長の拝命を県令に嘆願しその願は聞き入れられている。本文書群中、「大輪」を名乗る人物が数人認められるが、これらの人々の正確な人間関係は掴めない。本家・大輪古一郎、道哉に繋がる庶流であることは確かであろう。

所蔵文書の年代は、元禄4（1691）年から明治16（1883）年まで約200年間に作成されたものである。その内、近世文書は4点、絵図1枚であり、近代文書は26点、絵図1枚、不明1点となっている。文書の内容は、家の文書が5点、その他は総て村政に関するものである。維新以後も大輪家は戸長制度のなかで村方を支えたことが分かる。

元禄四（1691）年辛未六月二十五日「行方郡於下村行方村野論裁許絵図」（目録番号1）は、巨大な絵図で縦211.5cm、横273.0cm（右下欠損）あり、絵図裏面

に幕府評定衆 7 人の署名がある。論所の行方村内おしき沢の入会権をめぐって於下村百姓が行方村を訴え出たもので、於下村の主張が認められたことを伝えている。その判決文は次のように記されている。「以後於下村行方村船子村五町田村（新宿）藤井村井貝村入会株可刈取之、年貢高ニ結候田畠ハ其仮差置之、以来入会之村々新開新林不可致之、依之為後証絵図之面墨筋引之、入会境相定令裏書三方江下置間永守此旨不可違犯者也」という訳で、以上 6ヶ村の入会野として認可されたのである。署名の幕府評定衆は、稻（葉）伊賀、能（勢）出雲、本（多）紀伊、小（笠原）佐渡、松（平）美濃、北（条）安房、戸（田）能登に比定されるが、裁定文言・署名は一筆であり押印もされていない。

次に（明治三年）庚午閏十月麻生藩勧農方作成の「村長心得」と「人民教諭」（目録番号 8）が残されている。維新後、麻生藩で勧農が行われたことが分かる史料である。これらは写ではあるが、明治新政府の方向性が看取できるものである。また、新政府の方針に従って動き出した麻生藩の様子も読み取ることができる。明治 4（1871）年の一大改革、廢藩置県の前年に作成されたもので新政府下の旧藩の実状も推測され興味深い。

次に、慶応三（1867）卯年七月「議定書」（目録番号 3）は『茨城県史料近世社会経済編Ⅲ』571 頁に紹介されている。「五町田村の平助外四十三人」が、支配名主源兵衛の自己勝手に対し、退役を要求した連判書である。この村方騒動の結末は定かではないが、幕末にこのような村方一同による出訴があったことは注目に値する。連判名の最終に大輪伊三郎㊂の名が見えるが、村役肩書は記されていない。

（文責 鈴木江津子）